

債権者の皆さまへ

《重要なお知らせ》

令和7年2月5日（水）より、下妻市の複数部署からの支払いは、一括して振り込まれます。

【概要】

公金振込手数料の有料化に伴い、下妻市からの振込について、同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合は、請求額を合算して振り込みます。（振込処理の都合により合算されない場合もあります）

※これまでの振込人名「シモツマシ ○○○カ」から「シモツマシ」へ変更となります。

【対象条件】

- （1）支払日が同一であること
- （2）振込先の口座情報がすべて同一であること
- （3）下妻市会計管理者口座からの振込であること

※口座名義が同一であっても、金融機関や口座番号が異なる場合は合算されません。

※上水道事業、下水道事業からの振込は対象外です。

【適用年月日】

令和7年2月5日（水）の口座振込分より

【振込明細】

振込明細が必要な場合は、メール等で明細を送付させていただきます。  
下記、二次元バーコードから申請、または会計課までご連絡をお願いします。



公金振込手数料削減のため、ご理解くださいますようお願い申し上げます。  
ご不明な点がございましたら下妻市役所会計課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

下妻市役所会計課

電話番号 0296-43-8361（直通）